

# 入院時食事療養費

遠野はやちねホスピタル

当院では、入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については18時以降)適温で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額(1食につき)

令和8年6月1日

70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり) (1日3食を限度)	
一般(下記いずれにも該当しない者)(※3)	一般(下記いずれにも該当しない者)(※3)	550円	
低所得者Ⅱ(住民税非課税)	低所得者Ⅱ(※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	270円
		過去1年間の入院期間が90日超	220円
	低所得者Ⅰ(※2)	130円	

※1 低所得者Ⅱ:世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ:世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者あるいは、老齢福祉年金受給権者

※3 平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病床に入院していた者であって、平成28年4月1日以後引き続き入院している者については、経過措置として1食260円とする